

～いわて子どもプラン(2020～2024)(中間案)の概要～

第1章 計画の基本的な考え方

1 築定の趣旨

この計画は、いわての子どもを健やかに育む条例第11条に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「子ども・子育て支援に関する基本的な計画」として策定するものです。本計画の策定に当たっては、条例第3条の基本理念を基本的な考え方としています。

2 基本理念(条例第3条)

(1) 子ども・子育て支援は、子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮して行わなければならない。

(2) 子ども・子育て支援は、結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・妊娠・出産及び子育ての各段階に応じて、切れ目なく行わなければならない。

(3) 子ども・子育て支援は、県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民が適切な役割分担の下に、相互に連携し、及び協力することにより行わなければならない。

3 計画期間

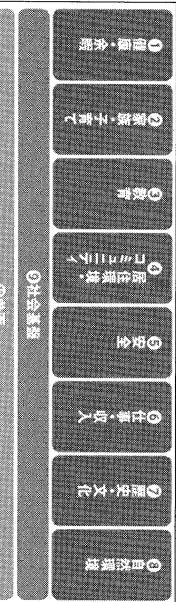
2020年度から2024年度までの5年間

4 いわて県民計画(2019～2028)との関係

いわて県民計画(2019～2028)「長期ビジョン」、「第1期アクションプラン」「復興推進プラン」、「政策推進プラン」等における基本的な考え方や政策推進の基本方針等を踏まえ、一体的に推進します。

(いわて県民計画(2019～2028)の政策の体系における「家族・子育て」分野をはじめ、各政策分野の子ども・子育て支援施策を条例に基づいて横断的に推進。)

[参考] いわて県民計画(2019～2028)における10の政策分野



第2章 本県の子どもと家庭をめぐる状況

1 少子化が進行

平成30年の合計特殊出生率は、1.41と依然として低い水準にとどまっています。

2 未婚化・晚婚化が進行

平成27年の本県の50歳時未婚率は、男性が26.16%、女性が13.07%となっています。平均初婚年齢も上昇しているなど未婚化、晚婚化が一層進んでいます。

3 安心して出産できる環境の整備が必要

リスクの高い妊娠を早期に発見し、相談支援につなげるなど、安心して出産できる環境の整備が必要です。

4 義務者の育児不安が増加

孤立化などにより、義務者の育児不安が増加しています。

5 仕事と子育ての両立に向けた更なる環境整備が必要

保育所等に入所特機児童が発生しており、保育所等の利用定員の拡大が必要です。また、多様な保育サービスの充実、仕事と子育ての両立に向けた更なる環境整備が必要です。

6 ひとり親家庭の支援の充実が必要

ひとり親世帯では、低所得世帯が依然として多く、公的支援施策が十分に活用されていないため、就労支援、教育支援等の充実とともに、包括的な相談支援体制の構築が必要です。

7 子どもの貧困対策の必要

子どもの現在及び将来が生まれ育つ環境に左右されないよう、保護者への職業生活の安定等に資するための就労支援の充実、教育の支援の確実な実施、相談支援の強化が必要です。

8 自己肯定感をもつ児童生徒の割合等を更に高めていくことが必要

児童生徒を対象にした意識調査によると、自己肯定感を持つ児童生徒や、いじめはいけないことだと思う児童生徒の割合が増加しており、こうした傾向を更高めていく必要があります。

9 児童虐待対応件数が増加

児童虐待相談が増加していることから、児童相談所の体制強化のほか、児童虐待のない地域づくりに向け、地域全体で児童虐待防止の取組を推進することが必要です。

第3章 目指す姿及び推進する施策

1 目指す姿

第2章における状況を踏まえ、この計画に基づく施策の実施を通じて目指す姿を次のとおり位置づけ、県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主、県民が参加・連携・協力し、その実現に向けて取り組んでいます。

2 目指す姿指標

本計画は、いわて県民計画(2019～2028)における基本的な考え方や政策推進の基本方針等を踏まえ、長期ビジョンの「家族・子育て」の政策分野における主要な指標を「目指す姿指標」として設定します。

3 推進する施策

(具体的な取組は別紙のとおり。) 第2章における状況を踏まえ、この計画に基づく施策の実施を通じて目指す姿を実現するため、県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主、県民が参加・連携・協力し、その実現に向けて取り組んでいます。

4 男女の家事時間割合

5 総労働時間

6 子どもの健やかな成長を支援する

子育てに関する相談体制及び保育サービスの充実等に取り組むとともに、職業生活と家庭生活との両立のために必要な職場環境の整備を促進し、ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援します。

7 子どもを生み、育てようとする者を支援する

子育てに関する相談体制及び保育サービスの充実等に取り組むとともに、職業生活と家庭生活との両立のために必要な職場環境の整備を促進し、ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援します。

8 東日本大震災津波からの復興を推進する

いわて県民計画(2019～2028)の「長期ビジョン」第4章「復興推進の基本方針」に基づき、個人の尊厳が基本価値とし「誰一人として取り残さない」という理念のもと被災した子どもや家庭への心のケアや、保養児童への支援など、三陸のより良い食農の実現のために必要な事業を実施します。

9 親子の健やかな成長を支援する

いわて県民計画(2019～2028)の「長期ビジョン」第4章「復興推進の基本方針」に基づき、個人の尊厳が基本価値とし「誰一人として取り残さない」という理念のもと被災した子どもや家庭への心のケアや、保養児童への支援など、三陸のより良い食農の実現のために必要な事業を実施します。

第4章 計画推進に向けて

1 計画の推進のための役割

条例に基づく、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民の役割を整理

2 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、「岩手県子ども・子育て会議」等の場を通じて県民の意向を反映させることで、国や市町村、関係団体等との緊密な連携を図ります。

3 施策の実施状況の公表と計画の見直し

計画の実施状況については、毎年度、前年度の実施状況を取りまとめ、公表します。また、「岩手県子ども・子育て会議」の意見や、経済・社会情勢の変化等を踏まえ、柔軟に計画内容の見直しを行います。

10 要保護児童数が増加

要保護児童数が増加しており、家庭的環境での養育を促進するため、里親委託の推進や児童養護施設等の環境改善、施設を退所した子どもに対する進学や就労等の支援が必要です。

11 東日本大震災津波による遭見・孤児への支援が必要

東日本大震災・津波による孤児・遭見の人数は発災当時で84人であり、令和元年5月現在、未だその半数近くが成人に達していないことから、引き続き、被災した孤児・遭見が安心して学び、成長していくための支援が必要です。

第3章 目指す姿及び推進する施策

4 推進する施策を構成する具体的な取組

<p>(1) 子どもの健やかな成長を支援する</p> <p>ア 生涯にわたり心身ともに健やかに生活できる環境をつくります</p> <p>(ア) 生涯を通じた健闘づくりの推進</p>	<p>イ 生まれ育った環境に開かず成長できる社会をつくります</p> <p>(ア) 子どもが健やかに成長できる環境の整備 (イ) 子どもの貧困対策の推進(子どもの貧困対策推進計画関連施策) (ウ) 児童虐待防止対策の推進(児童虐待防止アクションプラン関連施策)</p> <p>(エ) 社会的養育体制の充実(社会的養育推進計画関連施策)</p> <p>ウ 地域やコミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して子どもの育ちと学びを支えます</p> <p>(ア) 学校・家庭・地域の連携の仕組みづくり (イ) 豊かな体験活動の充実</p>
<p>エ 健全で、自立した青少年を育成します</p> <p>(ア) 個性や主体性を發揮して自立した活動ができる環境づくりの推進 (イ) 愛着を持てる地域づくりの推進 (ウ) 青少年を事件・事故から守る環境づくりの推進</p>	<p>オ 児童生徒の豊かな学力を育みます【知育】</p> <p>(ア) これから社会で活躍するために必要な資質・能力の育成</p>
<p>(2) 子育て家庭を支援する</p> <p>ア 必要に応じた医療を受けることができる体制を充実します</p> <p>(ア) 質の高い医療が受けられる体制の整備</p>	<p>イ 住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります</p> <p>(ア) 互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進</p> <p>ウ 生涯を通じて学び続けられる場をつくります</p> <p>(ア) 多様な学習機会の充実</p>
<p>エ 安心して子どもを生み育てられる環境をつくります</p> <p>(ア) 結婚・家庭・子育てに希望をもてる環境づくりの推進 (イ) 子育て家庭への支援 (ウ) 多様な保育サービスの充実(子ども子育て支援事業支援計画関連施策) (エ) ひとり親家庭の自立の支援(ひとり親家庭等自立促進計画関連施策) (オ) 障がい児の療育支援体制の充実 (カ) 家庭教育を支える環境づくりの推進</p> <p>オ 仕事と生活を両立できる環境をつくります</p> <p>(ア) 働き方改革の取組の推進</p>	<p>力 快適で豊かな暮らしを支える生活環境をつくります</p> <p>(ア) 快適に暮らせる良質で環境に配慮した居住環境づくり (イ) 快適で魅力あるまちづくりの推進</p> <p>キ 地域の暮らしを支える公共交通を守ります</p> <p>(ア) 地域公共交通の利用促進</p> <p>ク つながりや活力を感じられる地域コミュニティを守り育てます</p> <p>(ア) 持続可能な地域コミュニティづくり</p> <p>サ 地域に貢献する人材を育てます</p> <p>(ア) 郷土に誇りと愛着を持ち、地域に貢献する教育の推進 (イ) キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成</p> <p>カ 児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます【德育】</p> <p>(ア) 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成 (イ) 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成</p> <p>キ 児童生徒の豊かな体を育みます【体育】</p> <p>(ア) 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実 (イ) 特別支援教育の多様なニーズへの対応 (ウ) 県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進</p> <p>ク 共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます</p> <p>(ア) 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実 (イ) 特別支援教育の多様なニーズへの対応 (ウ) 県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進</p> <p>ケ いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくります</p> <p>(ア) いじめ防止対策の推進といじめ対策への適切な対処 (イ) 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進</p> <p>コ 児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備を進めます</p> <p>(ア) 安心して学べる環境の整備 (イ) 目標達成型の学校経営の推進</p> <p>シ つながりや活力を感じられる地域コミュニティを守り育てます</p> <p>(ア) 地域に貢献する教育と生活環境づくりの推進 (イ) 県民への正しい防災意識の普及と防災意識の向上(自助) (エ) 地域コミュニティにおける防災体制の強化(共助) (ウ) 実効的な防災・減災体制の整備(公助)</p> <p>ス 自助、共助、公助による防災体制をつくります</p> <p>(ア) 地域ぐるみでの防犯意識の高揚に向けた取組の推進 (イ) 犯罪被害者を支える社会づくりの推進 (ウ) 少年の非行防止と保護対策の推進 (エ) 交通事故防止対策の推進</p> <p>セ 事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます</p> <p>(ア) 地域ぐるみでの防犯意識の高揚に向けた取組の推進 (イ) 犯罪被害者を支える社会づくりの推進 (ウ) 少年の非行防止と保護対策の推進 (エ) 交通事故防止対策の推進</p> <p>タ 食の安全・安心を確保し、地域に根ざした食育を進めます</p> <p>(ア) 地域に根ざした食育と食を楽しむ環境づくりの推進 (エ) 環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進</p>